

司法書士事務所実務研究会(相続・債務整理・登記)会員規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は司法書士事務所実務研究会(相続・債務整理・登記)(以下「本会」という。)と称する。

第2条(事務局)

本会は、以下のひまわり司法書士法人(以下「当法人」という。)によって運営され、事務局を当法人の主たる事務所(以下「事務局」という。)に設置する。

【主たる事務所】千葉県印西市草深2171番地12

【名称】ひまわり司法書士法人

【代表者】司法書士 本松紳司

【電話/FAX】0476-36-7299/0476-36-7257

第3条(目的)

本会は司法書士業務の相続・債務整理・登記業務を中心に情報発信を行い、会員や他業種の講師陣とともに、相続・債務整理・登記業務について研究を行うことにより、会員の業務知識の向上や会員間の関係性の強化を図ることを目的とする。

第4条(事業)

- (1)原則として年6回程度の研究会(セミナー)の開催、債務整理業務についての発表及び会員間の討論並びにそれらの企画・運営
- (2)会員間の親睦や情報交換を目的とした企画立案及びその運営
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な一切の事業

第2章 会員

第5条(会員)

本会の会員は本会の目的、事業に賛同し、本会事務局に申し込んだ会員を以って構成する。

第6条(入会資格)

本会に入会しようとする者は、本会の他会員に不利益を与えない者であること、法令違反または公序良俗に反する団体もしくはその関係先に所属しない者であること、且つ事前審査によって当法人の承認を受けた者でなければならない。

第 7 条(入会手続)

- 1 入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記載し、メール、FAXまたは郵送にて申し込むものとする。尚、当法人が入会申込書を受理をすることで入会完了となる。但し、審査の上で、当法人が本会の会員として適当でないと判断した者はこの限りではない。
- 2 入会審査を通過しなかった者に対しては、当法人が適当だと判断する方法にてその者に通知または連絡するものとする。

第 8 条(変更)

会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、原則として変更から 2 週間以内に当法人又は本会に届け出るものとする。

第 9 条(会員)

会員は、本会の入会中に次の特典を受けることができる。

- (1)原則として年に 6 回本会が主催する研究会への参加。
- (2)本会が不定期に提供する実務書式、マーケティング資料などのツール。

第 10 条(禁止行為)

会員は、本会または本会の他において以下の行為をしてはならない。また、当法人又は本会は会員が本会において、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、損害賠償請求その他適当な措置を講じることができる。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 他の会員、本会の講師陣、本会、本法人または第三者の著作権等の権利を侵害する行為
- (3) 他の会員、本会の講師陣、本会、本法人または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (4) 他の会員、本会の講師陣、本会、本法人または第三者を誹謗中傷する等第三者に不利益を与えるような行為
- (5) 本会の運営を妨げるような行為
- (6) 本会の信用を毀損するような行為
- (7) 前各号に規定する他、法律又は本規約に違反する行為

第 11 条(退会)

退会希望者は、メール、書面などの方法で本会に届け出るものとし、本会事務局が届け出を確認した翌月の末日を以って退会とする。

第 12 条(会員資格の消滅)

会員資格は次の事由により消滅する。

- (1) 会員からの退会の届け出を本会事務局が確認したの翌月末日の経過
- (2) 本規約に違反するとして本会から除名処分を受けた場合
- (3) 会員が、法令違反または公序良俗に反する団体もしくはその関係先及び著しく信用に欠ける者と判明されたときまたは判明される恐れがあると本会が判断した場合
- (4) 会員が第 3 条及び第 4 条記載の本会の目的及び事業を妨げる意図を有していると当法人が判断し、その理由とともに当該会員に退会を告知した場合

第 3 章 雑則

第 13 条(会費)

会費は無料とする。

第 14 条(協議及び管轄裁判所)

本規約又は本会の会員サービスに関連して本会と会員との間で問題が生じた場合は、本会と会員とで誠意をもって協議するものとする。協議をしてもなお解決できない問題が生じた場合の専属的管轄裁判所は千葉地方裁判所または千葉簡易裁判所とする。

第 15 条(会員の義務)

本会の会員は、本規約を守る義務がある。

第 16 条(規約の変更)

当法人又は本会が必要と認めた時、本規約の変更を行うことができる。この場合本会は速やかに会員に通知するものとする。

以 上

【注意事項】

※原則として年 6 回程度のセミナー開催を予定していますが、天変地異、気候状況の悪化、講師の体調不良等の事由により、開催できない場合もあります。その場合にはスケジュールが変更になる場合もございますのでご了承ください。